

子や孫、未来へ禍根を残さないためにも、

## 『集団的自衛権の行使』に反対します！



集団的自衛権とは、自国以外の同盟国が第三国からの武力攻撃を受けた場合、また受けることが想定された場合、更には地域紛争などにより、その被害が自国のダメージに至るおそれがあるという理由のもと、同盟国と一緒に第三国を反撃したり、攻撃することをいいます。

日本が集団的自衛権を行使するという

ことは、当然、相手国から見れば日本による全面的な宣戦布告であり、そこから先は相手国からの反撃や攻撃による戦争状態に突入することになり、自衛隊員のみならず、日本国民へ危機を呼び込むこととなります。

集団的自衛権の行使は「日本国憲法」の基本原則である恒久平和主義をないがしろにし、全ての基本的な人権保障の基盤となる平和的生存権を損なうおそれがあります。

これまでの日本国政府は、現憲法下で許容される自衛権行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解し、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

安部首相が進める集団的自衛権の行使容認は、これまでの政府解釈を大きく変更するにとどまらず、一内閣が閣議決定や下位にある法律の改正（自衛隊法等）によって「日本国憲法」の解釈を変更し、その結果、国民の生命や尊厳を著しく損なわせることは「立憲主義」に反するものであり、許されるべきことではありません。

戦争と武力紛争、そして暴力の応酬が絶えない今日の国際社会において、日本国民が全世界の国民とともに、恒久平和主義に立脚し、平和に生きる権利（平和的生存権）の実現を目指す意義は極めて大きく、重要です。

よって、「日本国憲法」の定める恒久平和主義・平和的生存権の今日的意義を確認し、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更、あるいは集団的自衛権の行使（容認）に強く反対します。

## 沖縄県国頭村『学びの共同体』を視察しました。



↑ 沖縄県国頭村教育委員会

本年5月7日、我が会派で沖縄県国頭村を訪れ、同村が進めている『学びの共同体』の取り組みを視察してきました。視察先は、①国頭村教育委員会（レクチャーと意見交換会）、②同村立「辺土名小学校」、③同村立「国頭中学校」でした。

「2009年度全国学力調査」では、沖縄県は小・中学校ともに平均正答率は全国平均を下回り、その沖縄県内でも国頭村内の小・中学校は最も下位でした。

そこで、国頭村・教育委員会は2010年度から『学びの共同体』という教育制度を取り入れ、「一人残らず全ての生徒の学びの保証」＝生きる力と学力の向上を目指すこととしました。その結果、わずか2年間で、「2012年全国学力状況調査」で国頭村の学力は沖縄県平均を上回り、全国平均とほぼ肩を並べるほどになりました。

会派として、この『学びの共同体』とはどのような教育的取り組みで、その成果と課題をみるべく、現地の小・中学校を視察しました。

なお、4月には、同様の取組が成果を上げている飯塚市内の小学校と小中一貫校も視察しました。なお、国頭村視察報告はホームページにアップしていますので、ご覧になって下さい。